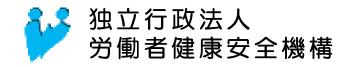
独立行政法人労働者健康安全機構第4期中期計画(案)説明資料



独立行政法人労働者健康安全機構 新(第4期)中期計画 概要(案)

- 第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する目標を達成するためとるべき措置
 - 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項
- 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 ①
 - (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 (Teege 高)

- ・本文中の赤字部分は新規取組
- ・○は中期計画における取組
- ・●は中期目標・計画における 数値目標(中期計画にのみ記載 の指標は下線にて表記)

【機構が実施する取組】

- 専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、**労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化**して研究を実施する。
- 新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継 続的に推進する。
 - ア プロジェクト研究: 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集することを目的として、中期目標にお いて示された視点を踏まえ、以下のテーマの研究を実施する。

研究テーマ

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究
- ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究
- 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進に関する研究
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究
- イ 協働研究: 労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」という。)が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機 能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究に、日本バイオ アッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能や、治療就労両立支援センターが有 する予防医療モデル事業等で得られた知見等を加え、安衛研と労災病院との協働にとどまらない、機 構内複数の施設が協働して行う研究を実施する。
- ウ 基盤的研究: 長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロ ジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。
- **エ 行政要請研究**: 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査 研究を実施する。

1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 ②

(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

【機構が実施する取組】

〇 労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むため、協働研究と連携を図りつつ、以下の3領域について研究を実施する。

労災疾病 研究3領域

- ① 労災疾病等の原因と診断・治療: 労災疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発
- ② 労働者の健康支援: 労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康 支援のための研究・開発
- ③ **労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化**: 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発
- 労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制を構築する。

(3) 研究の実施体制等の強化

【機構が実施する取組】

- 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化する。
- 大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。
- 国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する(客員研究員やフェロー研究員の活用)。
- 研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制 の構築を推進する。
- 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要のある研究分野に ついては、社会科学系の他の研究機関との連携等を強化する。
- 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴、<mark>両立支援データベースの整備・活用等に取り組む。</mark>

(4) 国際貢献、海外への発信

- 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、 整理するとともに、その知見を国内外に提供する。
- 世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。
- アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。

1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 ③

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 (重要度 高)

目標 【指標】

- 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る。
- プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。

【機構が実施する取組】

〇 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

(6) 研究成果の積極的な普及・活用 [重要度 高]

目標 【指標】

- 中期目標期間中に50件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する 基準の制定・改正等に貢献すること。
- 中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1,200万回以上得ること。

- 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究 で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応する。
- 労働者の健康・安全に関する調査及び研究の成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載する。

2 労働災害の原因調査の実施

目標【指標】

● 災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得る(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。

【機構が実施する取組】

- 高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などによる、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、 速やかに行政に報告する(高度な実験や解析等により時間を要するものを除く)。
- 災害調査等を迅速に実施できる、緊急時も含めた連絡体制を整備する。
- 〇 **行政が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理・分析を行い、**これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行う。

3 化学物質等の有害性調査の実施 (重要度 高)

- 〇 発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP(優良試験所基準)に従い、がん原性試験 (長期吸入試験、中期発がん性試験)及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化 学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。
- 試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。
- 化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。
- 安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を 要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ① 【重要度 高】



(1)労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

【機構が実施する取組】

- 疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組(勤労者疾療)については、地域・職域保健と の密接な連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図る。
- ア
 勤労者医療の推進:研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で普及させる。
- イン社会復帰の促進:メディカルソーシャルワーカー等による社会復帰に関する相談への対応等、患者への支援を実施する。
- せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害(産業中毒等)等、一般的に診断が困 難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。

(2) 地域医療への貢献

目標 【指標】

- 地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、 引き続き紹介率、逆紹介率等を維持する
- 症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ4,200回以上(※)実施する 【※: 平成26年度から平成30年度までの実績(平均)843回×5年間】
- 高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ175,000件以上(※)実施 【※: 平成26年度から平成30年度までの実績(平均)35.786件×5年間】

- か域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院における、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、 逆紹介率」を確保するとともに、地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持する。
- 地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を実施する。
- ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を実施する。
- 各労災病院の診療機能について、ホームページ等による情報提供を引き続き行う。
- の 都道府県において策定する医療計画(地域医療構想を含む)や医療圏における医療ニーズを勘案した上で、診療機能の 見直しを実施する。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ②

(3) 大規模労働災害等への対応

【機構が実施する取組】

○ 大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備え、緊急対応 を速やかに行うための危機管理マニュアルの見直しを行う。

(4) 医療情報のICT化の推進

【機構が実施する取組】

- 経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いを勘案した上で、医療情報のICT化の一層の推進を図る。
- 個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの 安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を行う。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

目標 【指標】 ● 患者満足度調査において全病院平均で80%以上(※)の満足度を確保する。 【※:平成26年度から平成30年度までの実績(平均)実績81.5%】

【機構が実施する取組】

- 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会 活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。
- 医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続 実施するとともに、患者の医療安全への積極的参加の推進し、医療安全の充実を図る。

(6)治験の推進

目標 【指標】 ● 治験症例数を、中期目標期間中20,900 件以上(※)確保する。 【※:平成26年度から平成29年度までの実績(毎年度平均)4,187件】

【機構が実施する取組】

○ 各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネット ワークの強化と広報活動を行う。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ③

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

【機構が実施する取組】

〇 労災病院及び勤労者医療総合センター(治療就労両立支援センターを含む)において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

【機構が実施する取組】

〇 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、PDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を実施、その実績を業務実績報告書において明らかにし、業務の質を向上させる。

(9) 行政機関等への貢献

【機構が実施する取組】

- 労災病院医師による国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。
- 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。
- アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

(1)

【重要度 高】

【難易度 高】

(1) 産業医・産業保健関係者への支援

【機構が実施する取組】

- 嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるようカリキュラム、実施体制の見直しを図る。
- 産業医や保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際にアドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を 早急に整備し、効果的に運用する。
- 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備を図る。

(2) 事業場における産業保健活動の支援

目標
【指標】

● <u>中期目標期間の各年度において、研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を5,300回</u> 以上実施する。

【目標設定等の考え方】

研修実施計画を踏まえ実施された、産業保健関係者への専門的研修、事業者向けセミナー等の平成 26~29年度の実績の平均((17,686+3,340) ÷ 4 ≒ 5,300件)したものを第4期中期計画の目標 として設定したものである。

● 中期目標期間の各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の 実績を併せて122,600件以上とする。

【機構が実施する取組】

- 産業保健総合支援センターにおいて実施する事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域 のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。
- 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応を行う。
- 地域窓口に対する小規模事業場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化、効率化を進める。

また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。

○ **小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討する。** また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供 ②

(3) メンタルヘルス対策の推進

【機構が実施する取組】

- 産業保健総合支援センターにおける支援体制を整備する。
- (4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進

【機構が実施する取組】

- 従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者 団体等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。
- 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により、産業保健に関する情報、治療就労両 立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供する。
- 事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、効果的な情報提供について専門家の助言を得ながら、積極的に実施する。

<u>(5)研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</u> 【機構が実施する取組】

目標 【指標】

- 相談利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。
- 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにする。
- 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努める。
- 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する 事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。

6 治療と仕事の両立支援の推進

【重要度 高】 【難易度 高】

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

目標 【指標】

● 支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。

【機構が実施する取組】

- 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、<mark>対象疾病の拡大を図っていくことに留意</mark>し、 仕事を有する患者に対しては診断時から退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への 復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し患者への支援を行う。
- 両立支援の実践において収集した事例を分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。
- 〇 医療機関向けマニュアル(平成29年作成)について、新たに収集した事例等の分析・評価を行い、更新・充実させ、労 災指定医療機関等及び事業場に普及する。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

【機構が実施する取組】

- 産業保健総合支援センターにおいて以下を適切に実施する。
 - ① 企業等に対する正しい知識・理解の普及
 - ② 企業や産業保健スタッフ等に対する相談、支援
 - ③ 労働者と企業との間の個別調整支援
- 産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

- 両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディ ネートの能力向上を図るための応用研修を実施する。
- 研修の受講終了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度 の在り方について検討する。
- 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や 「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。

7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

(1) 医療リハビリテーションセンターの運営

目標 【指標】 ● 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者(※1)の割合をそれぞれ80%以上(※2)確保する。 【※1:医師が医学的に職場・自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近 くの病院へ転院した患者を含む】

【※2:平成26年度から平成29年度までの実績(平均)91.7%】

【機構が実施する取組】

- 治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。
- 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(Q○L)の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

(2) 総合せき損センターの運営

目標 【指標】 ● 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者(※1)の割合をそれぞれ80%以上(※2)確保する。 【※1:医師が医学的に職場・自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近 くの病院へ転院した患者を含む】

【※2:平成26年度から平成29年度までの実績(平均)82.0%】

- 治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。
- 外傷による背椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及やせき損患者に関する高度・専門的な知見に係る情報発信に取り組む。

Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (重要度 高)

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

目標【指標】

● 不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で20日以内を維持する。 【※:平成26年度から平成29年度までの実績(平均)170日】

【機構が実施する取組】

- 〇 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施する。
- 請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、請求者 向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持する。
- 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な 債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督励及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、 弁済可能なものについて確実な回収を図る。

(2)情報開示の充実

【機構が実施する取組】

○ 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

2 納骨堂の運営業務 (重要度 高)

目標 【指標】 ● 来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上(※) 【※:平成26年度から平成29年度までの実績(平均)94.5%】

- 遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安する。
- 慰霊の場にふさわしい環境整備を実施する。
- 産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の合理化・効率化

【機構が実施する取組】

- 業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における「働き方改革」の取組を推進する。
- 給与水準について、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等を考慮し、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

2 機動的かつ効率的な業務運営

【機構が実施する取組】

- 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及 び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。
- 〇 機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う<mark>協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む</mark>。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ①

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等



- 新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度の額、事業費については5%程度の額をそれぞれ削減。
- 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については前中期目標期間の実績(特殊要因を除く)の平均を超えないものとする。

- 〇 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の 効率化を図る。特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適 切に対応する。
- 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、業務運営の徹底した効率化を図りつつ、医療水準 の向上を図る。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ②

(2) 適正な給与水準の検証・公表

【機構が実施する取組】

○ 医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績 並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与 の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。

(3) 契約の適正化

【機構が実施する取組】

○ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 外部資金の活用等

【機構が実施する取組】

○ 社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図るとともに、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

【機構が実施する取組】

○ 独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

3 労災病院の経営改善

(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等

【機構が実施する取組】

- 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構(以下、国病機 構という。)等の公的医療機関と連携する。
- (2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

【機構が実施する取組】

- 個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。
- (3) 医業収入の安定的な確保

目標 【指標】 ● 病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上(※)とし、病院収入の安定的な確保に努める。【※:医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】

【機構が実施する取組】

〇 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努める。

4 保有資産の見直し

- 本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。
- 特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大 を図る。

第4 短期借入金の限度額

【機構が実施する取組】

- 限度額は、運営費交付金年間支出の12分の3を計上する。
- 借入理由は、運営費交付金の受入の遅延による資金不足等を想定している。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に 関する計画

【機構が実施する取組】

- 旧岩手労災病院職員宿舎については、売却により国庫納付を行う。
- 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、建物等を解体し、土地を所有者へ返還する。

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその 計画

【機構が実施する取組】

○ 以下の施設について、中期目標期間の最終年度までに売却が完了するよう努める。 秋田労災病院駐車場用地、秋田労災病院職員宿舎、鹿島労災病院駐車場用地、関西労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員 宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎

第7 剰余金の使涂

【機構が実施する取組】

〇 中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

【機構が実施する取組】

○ 運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適 正化を図る。

2 施設・設備に関する計画

【機構が実施する取組】

- 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙のとおりとする。
- 労災病院以外の以下の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 北海道せき損センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター、安衛研

3 中期目標期間を超える債務負担

【機構が実施する取組】

○ 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断 されるものについて行う。

4 積立金の処分に関する事項

【機構が実施する取組】

○ 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用のほか労災病院における施設・設備の整備、労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項 ①

(1) 能動的な人事管理

【機構が実施する取組】

- 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めるとともに、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施 するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向 上を図る。
- (2) 優秀な研究員の確保・育成

【機構が実施する取組】

- 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を 踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。
- 女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努める。

(3) 医療従事者の確保

目標 【指標】 ● 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上(※)とすること。

【※:平成27年度から平成29年度の全国平均89.7%】

- 優秀な医師の育成等に努めるとともに、臨床研修医及び専攻医の確保、医師等の働きやすい環境の整備する。
- 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流 等について計画的に実施する。
- 専門看護師・認定看護師及び**特定行為を行う看護師等を育成する**。
- 労災看護専門学校において、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成する。
- 当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を 強化するとともに医師不足の病院を支援する。

1 人事に関する事項 ②

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

【機構が実施する取組】

- 事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要である ことから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。
- (5) 障害者雇用の着実な実施

【機構が実施する取組】

- 〇 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)に おいて定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。
- 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

【機構が実施する取組】

○ 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理を行う。

3 内部統制の充実・強化等 ①

(1) 内部統制の充実・強化

【機構が実施する取組】

- 〇 理事長のリーダーシップの下、必要に応じ規程等の見直し、内部統制の機能状況について点検・検証を実施、結果を踏まえた、更なる充実・強化を図る。
- 内部監査室において、本部は毎年度、施設は原則3年に1度、監査を行う。
- (2) 業績評価の実施

【機構が実施する取組】

○ 外部有識者による業績評価委員会による事業ごとの評価の実施、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

3 内部統制の充実・強化等 ②

(3) 事業実績の公表等

【機構が実施する取組】

○ 決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

4 公正で適切な業務運営に向けた取組

【機構が実施する取組】

- 活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。
- 〇 研究員が関与する研究について、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等、必要な措置を講じる。

5 決算検査報告指摘事項への対応

【機構が実施する取組】

○ これまでの決算検査報告(会計検査院)で受けた指摘を踏まえ、見直しを実施行うものとする。

6 情報セキュリティ対策の推進

【機構が実施する取組】

- ○機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう対策を講じる。
- 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の 適時の見直しを実施行うとともに、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化 に取り組む。

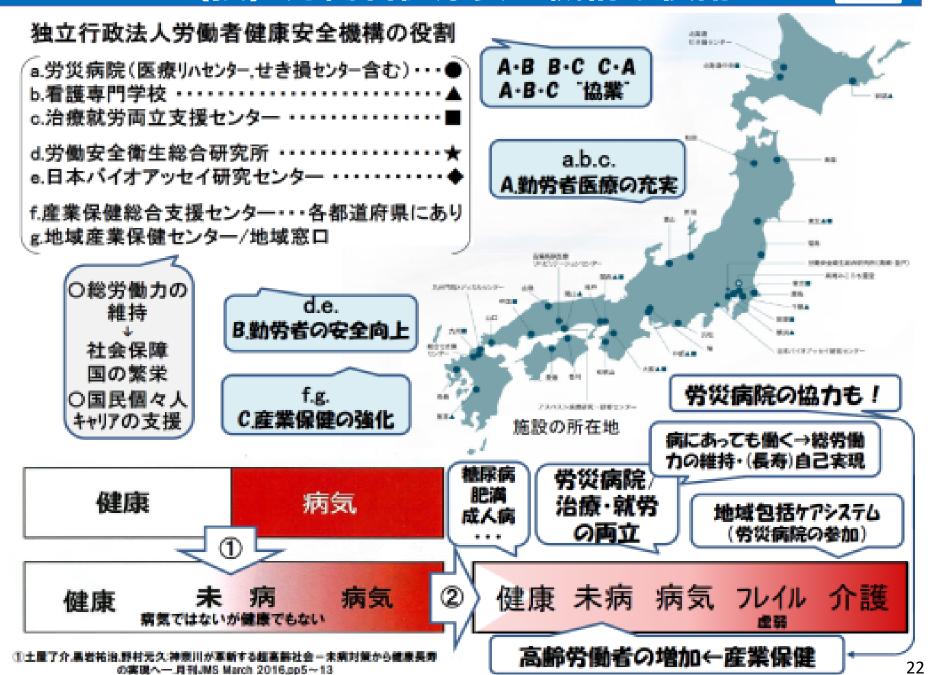
7 既往の閣議決定等の着実な実施

【機構が実施する取組】

○ 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。

(独) 労働者健康安全機構の役割

参考



働くことを通じた自己実現支援に向けて



高齢化が進む中、

- ・健康なひとには、健康をどう確保し続けるか
- ・未病(※)のひと、病気のひとにとっても、働くことを通じての自己実現を支援 ※「未病」: 病気でないが健康でもない状態



社会の活力の維持、 向上にも不可欠

労働者健康安全機構の役割(目的)

職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に対して、働く人の視点に立って被災した方が早期に職場に復帰し、治療と就労の両立が可能となるよう な支援の推進、事業場における災害予防等を当たるとともに、職業性疾病について臨床で得られた知見を活かしつつ、総合的な調査・研究、その成果の 普及等を行うことにより、労働者の健康及び安全を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与する

治療と就労の両立支援

医療機関(主治医、MSW)、企業(産業医、産業保健スタッフ)、患者(家族)に寄り 添う両立支援コーディネーターを中心としたトライアングル型サポート体制を構築

当機構の両立支援スタイルの 充実·展開

- ~両立支援実施体制の強化~
- がん、糖尿病、脳卒中(リハ)、メンタルヘルス以外の分野にも拡 充し、課題や問題点を見いだした上、普及にむけたモデルの構築
- 労災病院以外の医療機関や、産業保健総合支援センター等を 通じた事業場への普及拡大、ニーズの把握



労災病院 産業保健総合支援センター 労働者健康安全機構 ・両立支援事例の収集、アンケートの実施・企業(事業場)向けセミナーの実

両立支援データベースの構築

産業保健活動支援の強化

産業保健の中核的機関として、機能を充実・強化、事業場における自発 的産業保健活動を促進

- 小規模事業場での産業保健活動の充実
 - ~地域産業保健センターの活性化
- 事業場におけるメンタルヘルス対策支援の強化 ~メンタルヘルス対策促進院の登録数の拡充、資質向上
- ・産業医の資質向上等
 - ~職場巡視に係る研修の推進、事業者に対する産業医活用 方法の普及

研究機能の充実

各施設の強みを活かした研究等を行うほか、機構としての一体的な連携 の下で、「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」、「産業保健の強化」 の実現に寄与する研究を実施

- 労災病院 (診療や両立支援等の取組の実践の場となる)
- 労働安全衛生総合研究所 (労働安全衛生に特化した基礎応用研究機能を有する)
- 日本バイオアッセイ研究センター

(化学物質の国内唯一の長期吸入施設、GLPの各条件を満たす高い技術力を持つ)

予防医療活動に伴うデータの収集 データを活用した研究による予防 法・指導法の開発

労災病院等の運営

- 労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、治療と就労の両立支援を図るため、モデル医療技術 の開発・普及、社会復帰の促進についての一層の機能強化を図る 23
- 地域の医療ニーズ等に的確に応え、確固たる運営基盤を確保するため、求められる診療機能(病床機能)等を追求する